



《会計・税務の知識》平成27年3月期決算の税務トピック

はじめに

3月決算法人の決算業務に従事されている方におかれましては、年度が明け、一年で最も忙しい時期を過ごされているところかと思えます。

本稿では、平成27年3月期の決算にあたり税務上のトピックをピックアップして紹介したいと思います。

1. 復興特別法人税の廃止

復興法人税については、平成26年度税制改正により1年前倒しで廃止されることとなり、原則として平成27年3月期からは課されません。

2. 所得拡大促進税制の要件緩和

平成27年3月期決算においては、下記のとおり適用要件が緩和されています。

① 雇用者給与等増加割合

改正前は5%以上であることが要件となっていました。改正後は、平成27年4月1日以前に開始する事業年度は2%以上、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度は3%以上、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度は5%以上という要件に緩和されました。

② 平均給与等支給額等の範囲

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額について、改正前は国内雇用者に対する給与等で算定しましたが、改正後は国内雇用者のうち継続雇用者(退職者や新卒者は除かれる)に対する給与等で算定することとなりました。

3. 交際費等に関する改正

平成27年3月期においては、接待飲食費の50%が損金算入できるようになりました。

中小法人の場合は、年800万円の定額控除との選択適用になります。

なお、1人あたり5,000円以下の社外接待費については、従前通り交際費等に該当せず、損金算入されます。

4. 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告法人が、産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をし、事業の用に供した場合に、以下の特別償却又は税額控除を選択適用できる制度が創設されました。

取得時期	特別償却	税額控除
H26.1.20～ H28.3.31	即時償却	取得価額の5% (建物、構築物については3%)
H28.4.1～ H29.3.31	取得価額の50% (建物、構築物については25%)	取得価額の4% (建物、構築物については2%)

(※)平成26年4月1日以降に開始する事業年度から適用開始となりますが、平成26年1月20日から平成26年3月31日までに取得した特定生産性向上設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において適用することができるという措置が講じられています。

5. 中小企業等投資促進税制の延長・拡充

適用期限が3年延長(平成29年3月31日まで)され、特定機械装置等のうち、上記4.の特定生産性向上設備等を取得した場合には、以下の特別償却又は税額控除を選択適用できるとなりました。

	特別償却	税額控除
中小企業者等	即時償却	取得価額の7%
特定中小企業者等		取得価額の10%

特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち、資本金もしくは出資金の額が3,000万円以下の法人等が該当します。

なお、適用開始時期等については上記4.(※)と同様です。

おわりに

上記以外にも会社ごとに平成27年3月期のトピックがあるかと思えます。特に例年になく取引を行っている場合等には、関連する税制について検討が漏れないよう留意すべきと考えます。

(担当：大山)